

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省31-12)

別紙1

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)				担当部局名	大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	神谷 洋一(大気環境課長) 熊谷 和哉(水環境課長) 堀上 勝 (地下水・地盤環境室長) 中里 靖(海洋環境室長)	
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全			
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。				目標設定の考え方・根拠	総合モニタリング計画 大気汚染防止法	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
1 公共用水域放射性物質モニタリング調査結果の速報回数(回)	—	—	福島県及び周辺都県の公共用水域の放射性物質モニタリングにより、被災地及び周辺地域の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を的確に把握し、それらの情報を速やかに国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。						
2 地下水の放射性物質モニタリング調査結果の速報回数(回)	4回	—	福島県及び周辺都県の地下水の放射性物質モニタリングにより、被災地及び周辺地域の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を的確に把握し、それらの情報を速やかに国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。						
3 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査結果の公表回数(回)	1回	—	福島県及び周辺都県の公共用水域の放射性物質モニタリングにより、被災地及び周辺地域の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を的確に把握し、それらの情報を速やかに国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。						
4 アスベスト大気濃度モニタリング調査において、10本/Lを超えて石綿が検出された地点(延べ)数のうち、迅速かつ適切に自治体による事業者等への改善指導が行われた(延べ)地点数の割合。(%)	100%	—	福島県及び周辺都県の公共用水域の放射性物質モニタリングにより、被災地及び周辺地域の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を的確に把握し、それらの情報を速やかに国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年 行政事業レビュー 事業番号		
	28年度	29年度	30年度	31年度					
(1) 公共用水域放射性物質モニタリング調査(平成23年)	441 (308)	407 (315)	406 (320)	388	1	<達成手段の概要> 放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣都県)の公共用水域における水質、底質、水生生物の放射性物質のモニタリング調査を実施し、その結果を速報値等として速やかに公表する。  <達成手段の目標(31年度)> 公共用水域における放射性物質濃度調査結果の公表回数 54回  <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公共用水域の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。	154		

<p>(2) 地下水の放射性物質物質モニタリング調査(平成23年)</p>	<p>38 (26)</p>	<p>35 (21)</p>	<p>34 (21)</p>	<p>34</p>	<p>2</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt; 放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣都県)の地下水の放射性物質のモニタリング調査を実施し、その結果を速報値等として速やかに公表する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(31年度)&gt; 地下水の放射性物質濃度調査結果の公表回数 4回</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 地下水の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。</p>	<p>154</p>
<p>(3) 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成23年)</p>	<p>256 (231)</p>	<p>83 (83)</p>	<p>82 (82)</p>	<p>84</p>	<p>3</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt; 東日本大震災の被災海域における、海底堆積物の環境基準項目(生活環境項目、健康項目)、有害物質、放射性物質などのモニタリング調査等を実施し、その結果を速やかに公表する。</p> <p>&lt;達成手段の目標(31年度)&gt; 被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施及び調査結果の公表</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。</p>	<p>154</p>
<p>(3) アスベスト大気濃度モニタリング調査(平成23年)</p>	<p>16 (11)</p>	<p>14 (9)</p>	<p>15 (3)</p>	<p>3</p>	<p>4</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt; 被災地周辺におけるアスベスト大気濃度の調査</p> <p>&lt;達成手段の目標(31年度)&gt; 大気中のアスベスト繊維数濃度が10[本/L]以下であった地点の比率の維持</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。また、測定結果をアスベストの飛散・ばく露防止対策にフィードバックすることにより、大気汚染の防止を図り、人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>	<p>154</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>751 (572)</p>	<p>539 (428)</p>	<p>537 (427)</p>	<p>509</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)</p>